

# 九重町緊急通報システム利用にあたっての同意書

## ① 緊急時の対応について

緊急通報システムの作動に伴い、協力員及び関係者が利用者の宅地内及び家屋内への立入等の緊急処置を行う場合があるが、その際に生じる損害の費用については、人命救助を優先するという観点から全て利用者自身の負担とし、協力員や関係者は一切責任を負わないものとする。

## ② 個人情報の取扱について

緊急通報システムの適切な使用及び通常業務の必要な範囲において利用者の個人情報を第三者（消防署・消防団・自主防災組織・医療機関・区長・民生委員・社会福祉協議会・警察署などの関係機関）に提供する場合がある。

## ③ 見守り台帳への登録と情報の活用について

緊急通報システムの利用は原則として見守り台帳に基づいて行うため、台帳登録がない場合には登録も同時に行う。また、見守り台帳の情報を活用し、緊急通報システム業務を行う。

## ④ 協力員の登録について

緊急時に駆けつけてくれる協力員3名を登録する。原則はすぐに駆けつけられる者とする。近隣の家族・親戚・隣保班・区長・民生委員等に事前に依頼の上、申請書と合わせて提出する。

## ⑤ 損害賠償等

利用者の責めに帰すべき機器の故障・紛失等は利用者の負担においてこれを賠償する。

## ⑥ 譲渡等の禁止

第三者に機器を譲渡し、転貸してはならない。

## ⑦ 機器の返還について

利用者が在宅での生活が困難になった場合（入院や入所、長期不在の期間が6か月を過ぎる場合）等は速やかに役場へ機器を返還する。

緊急通報システムを利用するにあたって上記項目に同意します。

年 月 日

玖珠郡九重町大字

氏名

印